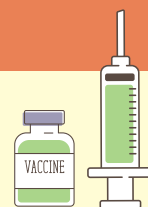
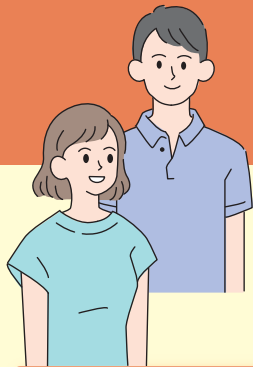


新型コロナワクチン 3回目接種がまだお済みでない皆様へ



3回目接種をご検討ください

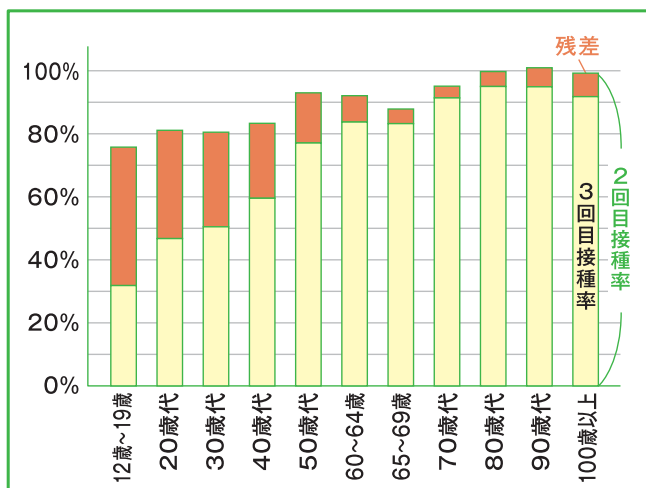
第89回新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード
(令和4年6月30日)において、「**新規感染者数が全国的に上昇しており、
特に大都市で増加している**」と指摘されています

- 初回免疫(1・2回目接種)によるオミクロン株感染に対する感染予防効果や発症予防効果は著しく低下します。
- 7月以降、3連休や夏休みなどを迎え、接触の増加等が予想されます。

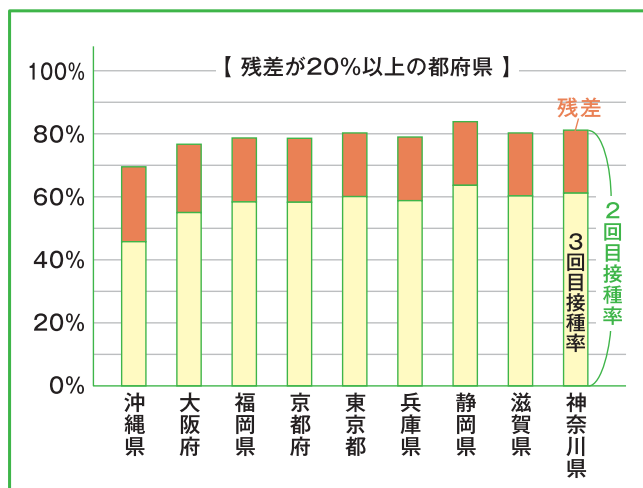
第89回新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード(令和4年6月30日)より

【年代別】2・3回目ワクチン接種率

(2回目接種後に3回目接種をまだしていない人の割合を残差として示しています。)



【地域別】2・3回目ワクチン接種率



首相官邸ホームページ掲載資料(令和4年7月11日公表時点)から作成

3回目接種によりオミクロン株感染に対する感染予防効果、発症予防効果や入院予防効果が回復します。

出典：UKHSA COVID-19 vaccine surveillance report Week11.17 Mar 2022
Tseng (Nature Medicine 2022) MMWR Morb Mortal Wkly Rep.2022;71(4).

- 3回目接種の対象になるのは、2回目のワクチン接種を終了した12歳以上の方です。
- 3回目接種で利用できるワクチンは、①ファイザー社(12歳以上) ②モデルナ社(18歳以上) ③武田社ワクチン(18歳以上)の3種類です。

◎3回目接種の詳しい情報については、こちらをご覧ください。➡



◎各自治体の接種場所については、お住まいの市町村のホームページや広報、接種総合案内「コロナワクチンナビ」をご覧ください。

◎住民票がある場所(住所地)以外での接種について

- ・入院・入所中の医療機関や施設でワクチンを受ける方 ➡ 医療機関や施設でご相談ください。
- ・基礎疾患で治療中の医療機関でワクチンを受ける方 ➡ 医療機関でご相談ください。
- ・お住まいが住所地と異なる方 ➡ 実際に住まいの地域でワクチンを受けられる場合があります。実際に住まいの市町村ホームページでご確認いただくか、相談窓口にお問い合わせください。



◎ワクチンを受けるにはご本人または保護者の同意が必要です。

ワクチンを受ける際には、感染症予防の効果と副反応のリスクの双方について、正しい知識を持っていただいた上で、ご本人または保護者の意思に基づいて接種をご判断いただきますようお願いいたします。受ける方または保護者の同意なく、接種が行われることはありません。

職場や周りの方などに接種を強制したり、接種を受けていない人に対して差別的な対応をすることはあってはなりません。

◎予防接種健康被害救済制度があります。

予防接種では健康被害(病気になったり障害が残ったりすること)が起こることがあります。極めてまれではあるものの、なくすことはできないことから、救済制度が設けられています。

申請に必要な手続きなどについては、住民票がある市町村にご相談ください。

ワクチンを受けた後も、マスクの着用など、感染予防対策の継続をお願いします

新型コロナワクチンは、新型コロナウイルス感染症の発症を予防する効果が確認されていますが、その効果は100%ではありません。また、ウイルスの変異による影響もあります。

このため、皆さまに感染予防対策を継続していただくようお願いします。具体的には、「3つの密(密集・密接・密閉)」の回避、マスクの着用、石けんによる手洗いや手指消毒用アルコールによる消毒の励行などをお願いします。

感染予防対策を
継続していただ
くよう願いま
す。



密集場所



密接場面



密閉空間

「3つの密(密集・密接・密閉)」の回避



マスクの着用



石けんによる
手洗い



手指消毒用アルコール
による消毒の励行

新型コロナワクチンの詳しい情報については、
厚生労働省のホームページをご覧ください。

厚労 コロナ ワクチン 検索

